2　スロバキア共和国については、

(a)　社会保険法の年金給付（老齢給付、早期退職に伴う給付、障害給付、寡婦及び寡夫に対する給付、孤児に対する給付並びに同等にするための補足給付）に関連する条について適用する。

(b)　第二部及び関連する規定に関しては、社会保険法の社会保険への加入に関連する条について適用する。

3　この協定は、両締約国の法令の全ての改正についても適用する。ただし、当該改正の前に当該法令によって規律され、又は実施されていた制度の範囲が当該改正により実質的に変更されない場合に限る。

第三条　この協定の適用を受ける者

この協定は、一方の締約国の法令の適用を受けている者又は受けたことがある者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族及び遺族について適用する。

第四条　待遇の平等

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であって一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。

第五条　海外への給付の支払

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域外に通常居住すること又は当該領域内にいないことのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者については、適用しない。

2　一方の締約国の法令による給付は、第三条に規定する者であって第三国の領域内に通常居住するものに対しては、当該一方の締約国の国民に対して支給する場合と同一の条件で支給する。

第二部　適用法令に関する規定

第六条　一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内で被用者又は自営業者として就労する者については、その就労又は自営活動に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第七条　特別規定

1　一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内で雇用されている被用者が、他方の締約国の領域内で就労するために当該雇用者により当該一方の締約国の領域又は第三国の領域から派遣され、かつ、次のいずれかに該当する場合には、当該被用者については、その就労に関し、当該被用者が派遣された日から五年の期間が満了するまで、当該被用者が当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

(a)　当該他方の締約国の領域内で雇用契約を締結していない場合

(b)　当該他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者と雇用契約を締結しているが、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者の指揮の下にある場合

2　1に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該派遣に係る被用者に対し、1に規定する一方の締約国の法令のみを三年を超えない期間引き続き適用することについて合意することができる。

3　一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内で自営業者として通常就労する者が、他方の締約国の領域内でのみ自営業者として一時的に就労する場合には、その者については、当該他方の締約国の領域内における自営活動の開始から五年の期間が満了するまで、その者が当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

4　3に規定する他方の締約国の領域内における自営活動が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該自営活動に係る自営業者に対し、3に規定する一方の締約国の法令のみを三年を超えない期間引き続き適用することについて合意することができる。

第八条　海上航行船舶において就労する者

一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において就労する者については、

(a)　当該者が被用者である場合には、その者の雇用者がその領域内に所在する締約国の法令のみを適用する。

(b)　当該者が自営業者である場合には、その者がその領域内に通常居住する締約国の法令のみを適用する。

第九条　外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1　この協定のいかなる規定も、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定に影響を及ぼすものではない。

2　1の規定に従うことを条件として、一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内で就労するために派遣される場合には、その者については、当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第十条　第六条から前条までの規定の例外

両締約国の権限のある当局又は実施機関は、被用者及び雇用者の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十一条　配偶者及び子

日本国の領域内で就労する者であって、第七条、第九条2又は前条の規定によりスロバキア共和国の法令のみの適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、社会保障に関する協定の実施に関する日本国の法令に定める要件を満たすことを条件として、第二条1(a)に掲げる日本国の年金制度に関する日本国の法令の適用を免除する。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この規定は、適用しない。

第十二条　適用の証明

第二十一条1(b)の規定に従い一方の締約国の権限のある当局によって指定された連絡機関は、被用者及び雇用者の申請又は自営業者の申請に基づき、当該被用者又は当該自営業者が当該一方の締約国の法令の適用を受けていることを証明する。

第十三条　強制加入

第六条から第八条まで、第九条2及び第十一条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第三部　給付に関する規定

第一章　日本国の給付に関する規定

第十四条　通算

1　日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、スロバキア共和国の法令による保険期間を考慮する。ただし、この1の規定は、死亡又は脱退を理由とする第二条1に掲げる日本国の年金制度の下での一時金については、適用しない。

2　1の規定の適用に当たっては、スロバキア共和国の法令による保険期間は、厚生年金保険の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

第十五条　障害給付及び遺族給付に関する特別規定

1　日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（死亡を理由とする第二条1に掲げる日本国の年金制度の下での一時金を除く。以下この1において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がスロバ